

学校法人千葉明德学園 行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての教職員が働きやすい環境をつくることによって、教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1. 男性教職員について、育児休業の取得、育児短時間勤務の適用、子の看護休暇の取得を奨励する。
計画期間中に男性教職員3名以上が上記のいずれかを取得すること

〈対策〉

- 平成28年 6月～ 広報誌「学園ニュース」で定期的（4半期毎）に制度について掲載し、周知を図る。
- 平成28年 4月～ 子どもが生まれた教職員を対象に個別に説明し、制度の理解を図る。

目標2. 年次有給休暇の取得率の改善を図る。
計画期間中に教職員の年間平均年次有給休暇取得率を50%まで高めること

〈対策〉

- 平成28年 7月～ 取得率の低い部門、個人には四半期ごとに取得状況データを提供し、対応を協議する。
- 平成28年 7月～ 学校の休業期間中を中心に有給休暇取得奨励日を設定する。

目標3. ワーク・ライフ・バランスの観点から、管理職を含めた労働時間の状況を把握し、所定外労働の削減に努める。
月間の所定外労働が20時間を超える月がある教職員を把握し、その所定外労働を計画期間中に20%削減する。

〈対策〉

- 平成28年 4月～ 平成27年度に月間20時間を超える所定外労働の実績がある教職員を把握し、目標を伝える。また、管理職を含めた労働時間の把握を行うため、教職員の出退勤時間の調査を行う。
- 平成28年 7月～ ノー残業デーを月2回設定し、「学園ニュース」で周知する。